

平成 26 年 11 月 27 日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成 25 年（行ウ）第 15 号奈良県議会派並びに同議會議員に係る不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成 26 年 8 月 28 日

判 決

奈良県北葛城郡王寺町

原 告

奈良県橿原市

原 告

奈良市登大路町 30 番地

被 告

奈 良 県 知 事

荒 川 井 崎 祥 記 吾

同訴訟代理人弁護士

馬 前 川 崎 祥 記 吾

片 山 場 智 典 巖

森 田 川 典 彦 志

小 西 山 賢 潤 一

山 崎 伸 彰 幸

同指定代理人

主 文

1 被告は、奥山博康に対し 2 万 9 450 円、高柳忠夫に対し 18 万 5 136 円、及び辻本黎士に対し 4 万 1 666 円を請求せよ。

2 原告両名のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、これを 50 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告両名の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

(1) 被告は、別表1の「相手先」欄記載の各相手方（以下「相手方ら」という。）に対し、それぞれ同表の「合計」欄記載の各金員並びにうち同表の「23.4月分」欄記載の各金員に対する平成23年6月1日から支払済みまでいずれも年5分の割合による金員及びうち同表の「23.5月～24.3月」欄記載の各金員に対する平成24年5月1日から支払済みまでいずれも年5分の割合による金員を請求せよ。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 本案前の答弁

ア 原告両名の請求のうち、平成23年4月分の政務調査費に係る訴えを却下する。

イ 訴訟費用は原告両名の負担とする。

(2) 本案に対する答弁

ア 原告両名の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告両名の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、原告両名が、奈良県議会会派及び奈良県議会議員である相手方らが奈良県から交付を受けた平成23年度の政務調査費について、別表2記載のとおり、その支出に使途基準に適合しない目的外支出（以下、単に「目的外支出」ということがある。）があったから、これら目的外支出に係る政務調査費について法律上の原因なく利益を受けているにもかかわらず、奈良県の執行機関である被告は相手方らに対する不当利得返還請求権の行使を違法に怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、相手方らに対して上記不当利得返還請求権を行使して当該利益及びその遅延損害金の

支払を請求するよう求める住民訴訟である。

2 爭いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いのない事実、当裁判所に顯著な事実又は証拠若しくは弁論の全趣旨によって認めることができる事実である。

(1) 当事者等

ア 原告両名は、奈良県の住民である。

イ 被告は、奈良県の執行機関たる奈良県知事である。

ウ 相手方らのうち別表1の「相手先」欄記載の自由民主党、自由民主党改革、自由民主党未来及び民主党奈良県議団は、いずれも平成23年度に奈良県から政務調査費の交付を受けた奈良県議会会派（以下、個々の会派を呼称するときは「相手方自由民主党」等といい、上記4会派を総称して「相手方会派ら」という。）である。なお、自由民主党未来は、平成24年7月17日に解散した。

相手方らのうち別表1の「相手先」欄記載の相手方会派らを除く者は、いずれも平成23年度に奈良県から政務調査費の交付を受けた奈良県議会議員（以下、個々の議員を呼称するときは「相手方小林」等と姓のみでいい、上記議員を総称して「相手方議員ら」という。）である。

（争いのない事実、甲2の1～5・6の1～5・7の1～151、乙1、弁論の全趣旨）

(2) 関係法令等の定め

ア 地方自治法

平成20年法律第69号による改正前の地方自治法100条13項は、普通地方公共団体が、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができ、その場合、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないと規定

している。

イ 奈良県議会政務調査費の交付に関する条例

奈良県では、前記アの規定を受けて、奈良県議会政務調査費の交付に関する条例（奈良県政務調査費の交付に関する条例。以下「本件条例」という。）を制定し、議会における会派及び議員に対し政務調査費（会派につき議員1人当たり月額2万円、議員につき月額28万円）を交付することとしている。そして、本件条例9条は、会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならないと定めている。

本件条例は、政務調査費の交付、報告、調査及び返還について、奈良県議会の月の初日在職する議員等に対し、予め定額の政務調査費を交付すること（3条、4条、8条）、会派及び議員は年度終了等の日から30日以内に収支報告書を提出すべきこと（10条）、奈良県議会議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出された時は、必要に応じて調査を行うものとすること（11条）、会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならないこと（12条）などを規定している。

ウ 奈良県政務調査費の交付に関する規程

本件条例9条を受けた奈良県政務調査費の交付に関する規程（以下「本件規程」という。）は、その5条及び別表第1、2により、会派及び議員に係る上記使途基準（以下「本件使途基準」という。）として、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費の9つの項目を挙げ、調査研究費につき「会派ないし議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経

費（調査委託費、交通費、宿泊費等）」，資料購入費につき「会派ないし議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）」，広報費につき「会派ないし議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）」，事務所費につき「会派ないし議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する費用（事務所の賃借料、管理運営費等）」，事務費につき「会派ないし議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入費、通信費等）」，人件費につき「会派ないし議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）」などと規定している。

（甲3，4，乙2，3）

（3）政務調査費の充当について

相手方らは、平成23年度の以下の支出をし、奈良県議会議長に対し、その支出を政務調査費から充当したとの報告をした（ただし、相手方らが政務調査費を充当した支出はこれに限られるものではない。）。

ア 相手方自由民主党は、資料購入費として、自由民主党の機関紙である「自由民主」の年間購読料に6万円を支出し、これら平成23年度の政務調査費を充当した。

相手方自由民主党改革は、資料購入費として、自由民主党の機関紙である「自由民主」の年間購読料に2万5000円を支出し、調査研究費として、奈良日日新聞社主催の新生奈良研究会の23年度会費に合計30万円を出し、これらに平成23年度の政務調査費を充当した。

相手方自由民主党未来は、資料購入費として、自由民主党の機関紙である「自由民主」の年間購読料に1万5000円を出し、これに平成23年度の政務調査費を充当した。

相手方民主党奈良県議団は、広報費として、奈良新聞に掲載した企画広

告（甲2の6の5）の掲載料40万円を支出し、これに平成23年度の政務調査費（5月以降分政務調査費）を充当した。

イ 相手方議員らは、それぞれ、別表2の「支出項目・支出月」欄及び「支出額」欄記載の各支出を行い、それに「按分率」欄記載の按分率で政務調査費を充当した。

（争いのない事実、甲2の1～5・6の1～5・7の1～151、24、25の1・2、26、27、28の1～4、30の1～4、弁論の全趣旨）

（4）監査請求

原告両名を含む7名は、平成25年3月22日、奈良県監査委員会に対し、平成23年度の奈良県議会政務調査費について、相手方会派らが行った機関紙の購読料、広報費及び研究会費の支出並びに相手方議員らが行った別表2記載の支出は政務調査費の目的外であり、かかる支出に相当する政務調査費は奈良県議会会派及び議員の不当利得になるから、相手方らはこれを奈良県に返還する義務を負うとして、被告に対しこれら相手方らに対する返還請求権を行使するよう勧告することなどを求める住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）を行った。

（争いのない事実、甲1、11）

（5）監査結果

奈良県監査委員は、平成25年5月17日、本件監査請求について以下のとおり監査結果の決定を行い、この頃、これを原告両名を含む7名に通知した。

ア 平成23年度の奈良県議会政務調査費のうち、同年4月分（以下「4月分政務調査費」という。）については、同年5月30日までに収支報告書が提出されていたから、本件監査請求のうち、同年4月分に係る部分については、地方自治法242条2項本文規定の監査請求期間は同年5月30日から起算すべきであり、当該部分については監査請求期間の徒過により

不適法である。

イ 平成23年度の（平成23年）5月分から（平成24年）3月分までの奈良県議会政務調査費（以下「5月以降分政務調査費」という。）については、政務調査費の支出に違法、不当な点はないから、本件監査請求のうち当該部分については理由がない。

（甲11、弁論の全趣旨）

（6）本訴の提起

原告両名は、平成25年6月14日、当裁判所に本件訴えを提起した。

（当裁判所に顕著）

第3 争点及び争点に対する当事者の主張

1 4月分政務調査費に係る訴えの適法性（本案前の争点）

（原告両名）

本件監査請求は、被告が、相手方らに対して不当利得返還請求権の行使を怠る事実が違法であることを内容とするものである。そして、政務調査費の交付、使用及び返還の仕組みからすれば、どの支出に政務調査費が充当され、それが使途基準に適合しているか否かは、政務調査費の交付の時点では明らかではなく、相手方らが収支報告書を奈良県議会議長に提出した時点で確定するものと解されるが、本件監査請求は、政務調査費の交付という財務会計行為の違法、無効から不当利得返還請求権が発生したと主張するものではなく、相手方らの政務調査費の使用の違法、無効という財務会計行為に当たらない行為から返還請求権が発生したと主張するものであり、特定の財務会計上の行為の違法、無効を判断する必要はないから、地方自治法242条2項本文の監査請求期間の制限は適用されない。

（被告）

（1）本件条例は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、当該政務調査費に係る収支報告書を年度終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提

出すべき旨を定めているが、当該議員が任期終了により議員でなくなった場合には、当該議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、同日の翌日から起算して30日以内に議長に提出すべき旨を定めている。

そして、平成23年4月1日時点では在職していた奈良県議会議員は、同月29日、任期満了により議員でなくなったので同年5月30日までに収支報告書を提出し、被告は、当該収支報告書に基づいて同年6月20日に上記奈良県議会議員に対して政務調査費の確定通知を行った。

(2) ところで、会派又は議員が違法又は不当に政務調査費を支出した場合においては、当該会派又は議員から収支報告書が提出され、当該収支報告書に基づいて奈良県知事が違法又は不当な政務調査費の支出について適法な政務調査費の支出であると誤って確定することにより、当該会派又は議員が本来であれば返還すべき政務調査費の返還を免れて不当な利益を得る一方で、奈良県に同額の損失が生じるものである。そして、本件監査請求は、違法な又は不当な政務調査費の支出について、適法な政務調査費の支出であると奈良県知事が確定することが違法又は不当な財務会計行為に当たるとして、当該違法又は不当な財務会計行為によって発生した不当利得返還請求権の行使を怠る事実として構成するものであるから、本件監査請求には地方自治法242条2項本文規定の監査請求期間の制限が適用されるというべきである。

4月分政務調査費については、4月分政務調査費に係る不当利得返還請求権が仮に存在するとしても、同請求権は前記(1)のとおり被告が政務調査費の確定通知を行った平成23年6月20日に発生したことになるが、本件監査請求は同日から1年間が経過した後である平成25年3月22日になされているから、当該部分に関する住民監査請求は地方自治法242条2項本文規定の監査請求期間の制限を徒過したものとして不適法であり、本件請求のうち、4月分政務調査費に係る訴えは適法な監査請求を経ないものとして不適法であるから却下されるべきである。

2 不当利得返還請求権の存否

(原告両名)

相手方らが行った支出が目的外支出に該当する理由は、別紙1及び別表2の「目的外支出」欄、「支払先・使途等」欄及び「備考」欄記載のとおりである。

(被告)

原告両名が目的外支出と主張する相手方らが行った支出は、いずれも適法かつ適切なものであって、目的外支出に当たらない。

第4 当裁判所の判断

1 4月分政務調査費に係る訴えの適法性（本案前の争点）

(1) 忽る事実に係る監査請求期間の制限の有無

ア 本件監査請求の要旨

原告両名らによる本件監査請求の要旨は、相手方らの政務調査費の支出には本件使途基準に反する目的外支出があり、被告は相手方らに対してその目的外支出に相当する不当利得の返還を求める権利があるにもかかわらず、この権利行使を怠っているので、必要な措置をとるよう勧告することを求めるというものである。

そうすると、本件監査請求は、忽る事実に係る監査請求であると認められる。

イ 監査請求期間の制限の有無

忽る事実に係る監査請求には、原則として、監査請求期間の制限が及ばないと解するのが相当である。

しかし、地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして、住民監査請求があった場合、当該監査請求が、当該地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実と構成しているものであるときは、監査

請求期間を制限した法の趣旨を没却しないように、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として監査請求期間の制限が及ぶと解される。

ただし、実体法上の請求権の不行使をもって怠る事実と構成してされた住民監査請求において、監査委員が当該怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求には監査請求期間の制限が及ばないと解される（最高裁昭和57年（行ツ）第164号同62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁、最高裁平成10年（行ヒ）第51号同14年7月2日第三小法廷判決・民集56巻6号1049頁等参照）。

(2) 不当利得返還請求権の成立

ア 本件条例の規定等

本件条例は、奈良県議会の会派及び議員に対し、月の初日在職する議員等に対し、予め定額の政務調査費を交付すること（3条、4条、8条）、会派及び議員は、交付を受けた政務調査費を使途基準に従って使用しなければならないこと（9条）、会派及び議員は年度終了等の日から30日以内に収支報告書を提出すべきこと（10条）、奈良県議会議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出された時は、必要に応じて調査を行うものとすること（11条）等を定めた上で、「政務調査費の返還」として「会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならない。」（12条）と規定している。そうすると、会

派又は議員は、政務調査費として交付を受けた金員のうち、奈良県議会議長に対する報告において政務調査費に支出した旨の記載がない金額だけでなく、たとえ奈良県議会議長に対する報告において政務調査費に支出した旨の記載がある金額であっても、その支出が本件条例9条の使途基準に従っていないものについても、本件条例12条にいう「残余の額」として速やかに返還すべき義務を負うものであり、かかる返還義務は議長の収支報告書に対する調査等を待つことなく、年度等が終了することによって、当該期間における政務調査費を新たに支出することができなくなることによって直ちに発生するものと解される。

イ 奈良県知事による確定の要否

被告は、会派又は議員が違法又は不当に政務調査費を支出した場合においては、当該会派又は議員から収支報告書が提出され、当該収支報告書に基づいて奈良県知事が違法又は不当な政務調査費の支出について適法な政務調査費の支出であると誤って確定することにより、当該会派又は議員が本来であれば返還すべき政務調査費の返還を免れて不法な利益を得る一方で、奈良県には同額の損失が生じると主張する。

しかし、被告がいう「確定」については、奈良県知事がかかる「確定」を行うことは本件条例に何ら規定されていないから、仮に、奈良県知事が政務調査費について、会派又は議員から提出された収支報告書に基づいて何らかの通知を行った事実が存在するとしても、かかる通知によって何らかの法的な権利関係が生じるものではないというべきである。そして、予め交付を受けた政務調査費の残余額について、返還義務が発生する原因及びその時期に関する本件条例の規定の解釈は前記アのとおりであるから、被告の上記主張は理由がない。

- (3) 以上によれば、原告両名らが本件監査請求において被告が権利行使を怠っていると主張している奈良県の相手方らに対する不当利得返還請求権は、各

相手方が、予め交付を受けた政務調査費について、年度内等の一定の期間内にその全額を本件条例9条の使途基準に従って使用しなかったことによって発生し、当該使用しなかったことは財務会計上の行為には当たらないというべきであるから、本件監査請求において主張されている怠る事実に関する監査を遂げるためには、監査委員は、相手方らに対する政務調査費の交付という財務会計行為の存否については判断する必要があるとしても、当該財務会計行為の違法性又は不当性を判断する必要はないというべきである。

そうすると、怠る事実についての監査を遂げるために財務会計の違法性ないし不当性を判断する必要がない本件監査請求については、監査請求期間の制限は及ばないというべきである。

(4) したがって、本件監査請求のうち、4月分政務調査費について、監査請求期間の制限を徒過して監査請求が行われたということはできず、当該部分について適法な監査請求を経ていないというべきものではないから、本件訴えのうち4月分政務調査費に関する請求に係る訴えも適法である。

2 不当利得返還請求権の存否（本案の争点）

(1) 相手方自由民主党、相手方自由民主党改革及び相手方自由民主党未来の資料購入費について

原告両名は、相手方自由民主党、相手方自由民主党改革及び相手方自由民主党未来が自由民主党の機関紙「自由民主」の購読料（それぞれ、6万円、2万5000円及び1万5000円）に政務調査費を充当したことについて、同紙の内容は入党案内、寄付金等であり、購入部数も会派人数で決められているから、政党活動というべきであり、目的外支出であると主張する。

しかし、証拠（乙7）によれば、同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する自由民主党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、奈良県議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るために資料として購入されているものと認められる。また、

購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。

そうすると、相手方自由民主党、相手方自由民主党改革及び相手方自由民主党未来が、資料購入費として自由民主党の機関紙「自由民主」の購読料に政務調査費を充当することが、必要性、合理性を欠くものであって目的外支出に当たるとはいうことができない。

(2) 相手方自由民主党改革の調査研究費について

原告両名は、相手方自由民主党改革が、調査研究費として奈良日日新聞社主催の新生奈良研究会の平成23年度会費（合計30万円）に政務調査費を充当したことが目的外使用に当たると主張する。

しかしながら、証拠（甲2の4、乙8～10）によれば、新生奈良研究会は、学識経験者や奈良県に關係する著名人などを講師とする講演会を行っているほか、会員になっている知事、国会議員、地方公共団体の議会議員及び経済界の關係者等による懇談会等を行うことを主な目的としている団体であることが認められるから、このような団体が主催する会合等に会派に所属する議員が出席して情報収集及び意見交換等を行うことは、会派が行う調査研究のための活動として不必要とも不相当ともいいうことができない。

したがって、相手方自由民主党改革が、調査研究費として奈良日日新聞社主催の新生奈良研究会の平成23年度会費（合計30万円）に政務調査費を充当したことが目的外使用に当たるとはいいうことができない。

(3) 相手方民主党奈良県議団の広報費について

ア　原告両名は、相手方民主党奈良県議団が広報費として奈良新聞に掲載した企画広告の掲載料（40万円。甲2の6の4、2の6の5）に5月以降分政務調査費を充当したことは、目的外支出に当たると主張する。

イ　証拠（甲2の6の5）によれば、当該広告は、相手方民主党奈良県議団がまとめた奈良県のエネルギー政策に関する政策提案を示すとともに、そ

れに対する県民の意見を求めるものであったと認められる。

ウ ところで、前記第2の2(2)ウのとおり、本件条例9条を受けた本件規程5条が定める会派に係る使途基準である別表第1には広報費につき「会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）」と規定されている。その趣旨は、広報には、会派が自らの議会活動及び県政に関する政策等を県民に広く知らしめることにより、これを知った県民から意見や情報が寄せられることがあり、そのような意見や情報を端緒として新たな調査活動等が行われることがあるので、調査研究活動に資する場合があることにあると解される。そうすると、確かに、広報には、自らの議会活動や政策を有権者に周知し、支持者の拡大を図るという選挙活動の一環として機能し得る面もあることは否定し難いが、そうであるとしても、上記趣旨に鑑みれば、専ら選挙活動の経費として支出したとみるべき事情がない限り、広報費は、本件使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

エ そうすると、前記イで判示したとおり、相手方民主党奈良県議団は上記企画広告を掲載するための費用に政務調査費を充当することができ、相手方民主党奈良県議団が奈良新聞に掲載した企画広告は、必要性、合理性を欠くものとして目的外支出に当たるということはできない。

(4) 相手方小林の人事費について

相手方小林が人事費に政務調査費を充当していた職員において、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12、第17号証の各1も、相手方小林について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいうことができない。

(5) 相手方井岡の事務所費及び人事費について

相手方井岡が事務所費及び人件費に政務調査費を充当していた事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12、第13、第17号証の各2も、相手方井岡について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

(6) 相手方大国の事務所費及び調査研究費について

ア 事務所費について

相手方大国が事務所費に政務調査費を充当していた事務所において、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動が行われていたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第13、第17の各3も、相手方大国について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

イ 調査研究費（新生奈良研究会の会費）について

原告両名は、相手方大国が調査研究費として政務調査費を充当した新生奈良研究会の会費について、目的外使用に該当すると主張する。

しかし、新生奈良研究会の会費に政務調査費を充てることが目的外使用に当たらないことは、前記(2)で判示したとおりである。

(7) 相手方尾崎の人件費について

相手方尾崎が人件費に政務調査費を充当していた職員において、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の3、第13、第17号証の各4も、相手方尾崎について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

(8) 相手方藤野の事務所費及び人件費について

相手方藤野が事務所費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）及び人件費に政務調査費を充当していた事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12、第13号証の各12、第17号証の5も、相手方藤野について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

(9) 相手方田中の調査研究費（新生奈良研究会の会費及び奈良政策研究会の会費）について

原告両名は、相手方田中が調査研究費として政務調査費を充当した新生奈良研究会の会費について、目的外使用に該当すると主張する。

しかし、新生奈良研究会の会費に政務調査費を充てることが目的外使用に当たらないことは、前記(2)で判示したとおりである。

また、原告両名は、相手方田中が調査研究費として政務調査費を充当した奈良政策研究会の会費について、目的外使用に該当するとも主張する。

しかし、奈良政策研究会の会費が目的外使用に当たると認めるべき証拠の存在は認められない。

(10) 相手方岡の事務所費及び人件費について

相手方岡が事務所費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）及び人件費に政務調査費を充当していた事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の4、第13号証の5、第17号証の6も、相手方岡

について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

(11) 相手方畠の事務所費及び人件費について

相手方畠が事務所費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）及び人件費に政務調査費を充当していた事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第13号証の6、第17号証の7も、相手方畠について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

(12) 相手方浅川の調査研究費及び人件費について

ア 調査研究費（新生奈良研究会の会費及び奈良政策研究会の会費）について

原告両名は、相手方浅川が調査研究費として政務調査費を充当した新生奈良研究会の会費について、目的外使用に該当すると主張する。

しかし、新生奈良研究会の会費に政務調査費を充てることが目的外使用に当たらないことは、前記(2)で判示したとおりである。

また、原告両名は相手方浅川が調査研究費として政務調査費を充当した奈良政策研究会の会費について、目的外使用に該当するとも主張する。

しかし、奈良政策研究会の会費が目的外使用に当たると認めるべき証拠の存在は認められない。

イ 調査研究費（調査委託費）について

原告両名は、相手方浅川が政務調査費を充当した調査委託費について、領収証（甲2の7の33・34）の支払先が黒塗りされており、支払の事実が確認できないなどとして、目的外支出に当たると主張する。

しかしながら、上記領収証は、相手方浅川は奈良県議会議長に対し黒塗りがされていない領収証を提出したものの、原告両名が上記領収証の開示を受けた際に、その一部が不開示とされて支払先が黒塗りされたものと考えられるから、このように支払先が開示されたかったからといって、直ちに相手方浅川が実際には上記調査委託料を支払っていないと推認することはできないし、このほかに相手方浅川が上記委託料を支払っていないことを推認させる証拠は存在しない。また、上記委託料を支払った調査が調査研究に当たらないなど、上記委託料が目的外使用に当たることを推認すべき証拠の存在も認めることができない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってできない。

ウ 人件費について

相手方浅川が人件費に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第8号証、第13号証の10、第13号証の12、第17号証の8も、相手方浅川について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってできない。

(13) 相手方森山の事務所費及び人件費について

相手方森山が事務所費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）及び人件費に政務調査費を充当していた事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第13号証の7、第17号証の9も、相手方森山について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってできない。

(14) 相手方森川の事務所費及び人件費について

相手方森川が事務所費及び人件費に政務調査費を充当していた事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の21、第17号証の18も、相手方森川について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

また、原告両名は、相手方森川が事務所費に政務調査費を充当したことについて、当該事務所費に係る事務所の貸主である株式会社河合清掃社は相手方森川の親族が経営する会社であり、かかる事務所費に政務調査費を充当することは認められないなどと主張する。確かに、証拠（甲17の18、甲20）によれば、株式会社河合清掃社の代表取締役は森川典子であることが認められ、その住所等に鑑みれば、森川典子は相手方森川の配偶者ないし親族である可能性があるが、本件条例及び本件規程は、上記事務所の貸主が相手方森川の親族等が所有又は経営する会社であったとしても、実際に賃料が支払われているのであれば、これに政務調査費を充当することを禁じていると解することはできないから、上記事情が存在することをもって目的外使用に当たるとはいうことができない（なお、本件において上記賃料が実際には支払われていないことを窺わせる証拠等の存在は認められない。）。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってできない。

(15) 相手方乾の事務所費及び調査研究費について

ア 事務所費について

相手方乾が事務所費に政務調査費を充当していた事務所において、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動が行われていたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の5、第17号証の10も、相手方乾について後援

会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

また、原告両名は、相手方乾が事務所費に政務調査費を充当したについて、当該事務所費に係る事務所の貸主である乾重量株式会社は相手方乾が代表取締役を務める会社であり、代表取締役以外の役員も相手方乾の親族等が務めていることが窺われる所以、かかる事務所費に政務調査費を充当することは認められないと主張する。確かに、証拠（甲18）によれば、平成23年当時、相手方乾は乾重量株式会社の代表取締役を務めていたことが認められるが、本件条例及び本件規程は、上記事務所の貸主が相手方乾の所有又は経営する会社であったとしても、実際に賃料が支払われているのであれば、これに政務調査費を充当することを禁じていると解することはできないから、上記事情が存在することをもって目的外使用に当たるとはいうことができない（なお、本件において上記賃料が実際には支払われていないことを窺わせる証拠等の存在は認められない。）。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいえない。

イ 調査研究費（調査委託費）について

原告両名は、相手方乾が有限会社ブレーン関西に対する支払（甲2の7の40）に調査研究費として政務調査費を充てたことについて、相手方乾が有限会社ブレーン関西に委託した調査内容等の実態が不明であるなどとして、政務調査費の充当は認められないと主張する。

しかしながら、本件条例及び本件規程は、奈良県外及び日本国外における調査活動について、その目的、内容及び結果等について報告を求めてい（本件条例10条1項、本件規程6条4項）ものの、これ以外には調査の内容や結果について具体的に報告することを義務づけておらず、議員が調査活動を第三者に委託した場合においても同様であるから、議員が調査の内容や結果を具体的に明らかにしない限り政務調査費の充当が認められ

ないというべきものではない。

そうすると、相手方乾が有限会社ブレーン関西に調査を委託したことについて、当該調査委託料に政務調査費を充当したことが目的外使用に当たるとはいうことができない。

(16) 相手方上田の人事費及び調査研究費について

ア 人事費について

相手方上田が人事費に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の6、第14号証の1、第17号証の11も、相手方上田について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

イ 調査研究費（新生奈良研究会会費）について

原告両名は、相手方上田が調査研究費として政務調査費を充当した新生奈良研究会の会費について、目的外使用に該当すると主張する。しかし、新生奈良研究会の会費に政務調査費を充てることが目的外使用に当たらぬことは、前記(2)で判示したとおりである。

ウ 調査研究費（調査委託費）について

原告両名は、相手方上田がクリエーターズパーティーに対する支払（甲2の7の47）に調査研究費として政務調査費を充てたことについて、相手方上田がクリエーターズパーティーに委託した調査内容等の実態が不明であるなどとして、政務調査費の充当は認められないと主張する。

しかしながら、本件条例及び本件規程は、奈良県外及び日本国外における調査活動について、その目的、内容及び結果等について報告を求めている（本件条例10条1項、本件規程6条4項）ものの、これ以外には調査

の内容や結果について具体的に報告することを義務づけておらず、議員が調査活動を第三者に委託した場合においても同様であるから、議員が調査の内容や結果を具体的に明らかにしない限り政務調査費の充当が認められないというべきものではない。

そうすると、相手方上田がクリエーターズパーティーに調査を委託したことについて、当該調査委託料に政務調査費を充当したことが目的外使用に当たるとはいうことができない。

(17) 相手方中野の事務所費、人件費及び調査研究費について

ア 事務所費及び人件費について

相手方中野が事務所費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）及び人件費に政務調査費を充当していた事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の7、第17号証の12も、相手方中野について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいうことができない。

イ 調査研究費（奈良政策研究会の会費）について

原告両名は、相手方中野が調査研究費として政務調査費を充当した奈良政策研究会の会費について、目的外使用に該当するとも主張する。

しかし、奈良政策研究会の会費が目的外使用に当たると認めるべき証拠の存在は認められない。

(18) 相手方神田の事務所費、人件費及び調査研究費について

ア 事務所費及び人件費について

相手方神田が事務所費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）及び人件費に政務調査費を充当していた事務所な

いし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第13号証の8、第17号証の13も、相手方神田について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

また、原告両名は、相手方神田が事務所費に政務調査費を充当したことについて、当該事務所費に係る事務所の貸主である有限会社アシストひまわりは、相手方神田の親族が代表取締役を務め、相手方神田も取締役を務める会社であり、かかる事務所費に政務調査費を充当することは認められないなどと主張する。確かに、証拠（甲2の7の59・60、19）によれば、有限会社アシストひまわりの代表取締役である神田昌紀の住所地は相手方神田の住所地と同一であって、神田昌紀は相手方神田の親族であることが窺われるほか、相手方神田も同社の取締役を務めていることが認められる。しかし、本件条例及び本件規程は、上記事務所の貸主が相手方神田の親族等が代表取締役を務め、又は相手方神田が取締役を務めている会社であったとしても、実際に賃料が支払われているのであれば、これに政務調査費を充当することを禁じていると解することはできないので、上記事情が存在することをもって目的外使用に当たるとはいうことができない（なお、本件において上記賃料が實際には支払われていないことを窺わせる証拠等の存在は認められない。）。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいうことができない。
イ 調査研究費（奈良政策研究会の会費）について

原告両名は、相手方神田が調査研究費として政務調査費を充当した奈良政策研究会の会費について、目的外使用に該当するとも主張する。

しかし、奈良政策研究会の会費が目的外使用に当たると認めるべき証拠の存在は認められない。

ウ 調査研究費（調査委託費）について

原告両名は、相手方神田が有限会社ブレーン関西に対する支払（甲2の7の54～56）に調査研究費として政務調査費を充てたことについて、相手方神田が有限会社ブレーン関西に委託した調査内容等の実態が不明であるなどとして、政務調査費の充当は認められないと主張する。

しかしながら、本件条例及び本件規程は、奈良県外及び日本国外における調査活動について、その目的、内容及び結果等について報告を求めてい（本件条例10条1項、本件規程6条4項）もの、これ以外には調査の内容や結果について具体的に報告することを義務づけておらず、議員が調査活動を第三者に委託した場合においても同様であるから、議員が調査の内容や結果を具体的に明らかにしない限り政務調査費の充当が認められないというべきものではない。

そうすると、相手方神田が有限会社ブレーン関西に調査を委託したことについて、当該調査委託料に政務調査費を充当したことが目的外使用に当たるとはいうことができない。

(19) 相手方安井の事務所費、人件費及び調査研究費について

ア 事務所費及び人件費について

相手方安井が事務所費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）及び人件費に政務調査費を充当していた事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の8、第13号証の13、第17号証の14も、相手方安井について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

また、事務所費のうち、駐車場代について、原告両名に開示された領収証の支払先が黒塗りとなっていたとしても、これをもって駐車場代の支出

に政務調査費を充てることが目的外支出となるものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいうことができない。

イ 調査研究費（奈良政策研究会の会費）について

原告両名は、相手方安井が調査研究費として政務調査費を充当した奈良政策研究会の会費について、目的外使用に該当するとも主張する。

しかし、奈良政策研究会の会費が目的外使用に当たると認めるべき証拠の存在は認められない。

ウ 調査研究費（調査委託費）について

原告両名は、相手方安井が有限会社ブレーン関西に対する支払（甲2の7の64）に調査研究費として政務調査費を充てたことについて、相手方安井が有限会社ブレーン関西に委託した調査内容等の実態が不明であるなどとして、政務調査費の充当は認められないと主張する。

しかしながら、本件条例及び本件規程は、奈良県外及び日本国外における調査活動について、その目的、内容及び結果等について報告を求めている（本件条例10条1項、本件規程6条4項）ものの、これ以外には調査の内容や結果について具体的に報告することを義務づけておらず、議員が調査活動を第三者に委託した場合においても同様であるから、議員が調査の内容や結果を具体的に明らかにしない限り政務調査費の充当が認められないというべきものではない。

そうすると、相手方安井が有限会社ブレーン関西に調査を委託したことについて、当該調査委託料に政務調査費を充当したことが目的外使用に当たるとはいうことができない。

(20) 相手方奥山の事務所費及び人件費について

ア 平成23年4月分の人件費について

証拠（甲2の7の69・72、73）によれば、相手方奥山は、平成23年4月の人件費である16万6000円のうち約67.7パーセントに



当たる 11万2450円に4月分政務調査費を充当していることが認められる。そして、上記認定事実によれば、相手方奥山は、平成23年4月分の入件費で雇用した職員が政務調査活動以外の活動に従事したことを認めているものと解される。

ところで、政務調査費を入件費等に充当した職員について、当該職員が選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことが認められる場合においては、当該職員が政務調査活動に従事した割合等について格別の主張及び立証が行われない限り、当該職員の活動のうち少なくとも50パーセントは調査研究活動以外の活動であったと認めるのが相当であり、当該部分については目的外使用に当たるというべきである。なお、議員にとって政治活動や後援会活動を行うことが重要であるとしても、そのことから当然に政務調査活動のために雇用された職員が政治活動や後援会活動に従事することが推認されるということはできない。

そして、相手方奥山が支出した平成23年4月分の入件費について、政務調査活動に従事した割合等について的確な立証がなされたということはできないから、上記入件費について、その50パーセントである8万3000円を超える部分（2万9450円）に平成23年4月分政務調査費を充当したことは目的外支出に該当するというべきである。

イ 平成23年5月分から平成24年3月分の事務所費及び入件費について相手方奥山が事務所費及び入件費に政務調査費を充当していた平成23年5月分から平成24年3月分の事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第13号証の9、第17号証の15も、相手方奥山について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、相手方奥山が政務調査費を充当した平成23年5月分から平成24年3月分の事務所費及び人件費については、目的外支出に該当するとはいえない。

(21) 相手方荻田の人事費及び資料購入費について

ア 人事費について

相手方荻田が人事費に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の9、第13号証の5、第17号証の16も、相手方荻田について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいえない。

イ 資料購入費について

原告両名は、相手方荻田が有限会社ブレーン関西に支出した資料購入費合計25万2000円（甲2の7の147～149）について、その実態が明らかではなく、政務調査費の充当は認められるべきではないと主張する。確かに、相手方荻田の上記資料購入費の支出について、その具体的な内容は不明である。

しかし、本件条例及び本件規程は、資料購入費について、購入した資料の具体的な内容やその使用目的等について具体的に報告することを義務づけておらず、議員が購入した資料の内容等を具体的に明らかにしない限り政務調査費の充当が認められないというべきものではない（なお、上記資料購入費の支出については、平成23年4月分の2万1000円の領収証のみが証拠として提出されており、平成23年5月から平成24年3月分までの23万1000円の領収証について、単に証拠として提出されていないだけなのか、相手方荻田が領収証を奈良県議会の議長に提出していない

いかは不明であるが、原告両名も相手方荻田が上記資料購入費を実際には支出していなかったとまでは主張していない。）。

そうすると、相手方荻田が支出した上記資料購入費について、当該資料購入費に政務調査費を充当したことが目的外使用に当たるとはいうことができない。

(22) 相手方山本の人事費について

相手方山本が人事費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の10、第13号証の6、第17号証の21も、相手方山本について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

(23) 相手方岩田の人事費について

原告両名は、相手方岩田は、平成23年4月の人事費24万1600円のうち50パーセントに当たる12万0800円に4月分政務調査費を充当している（甲2の7の74・75）が、その総額の33.5パーセントを超える部分については、当該職員が政務調査以外の活動に従事した部分に該当すると考えられるから、当該部分については、目的外使用に当たると主張する。

しかし、政務調査費を人事費に充てた職員が政務調査活動以外の活動に従事したことが窺われる場合においては、平成23年4月についても、別段の立証がない限り、50パーセントの範囲において政務調査活動に従事したと推認されることは前記⑳アで判示したとおりである。

そして、本件において、相手方岩田について上記別段の立証がなされたとは認められないから、相手方岩田が平成23年4月の人事費のうち、50パ

一セントに4月分政務調査費を充当したことが目的外使用に当たるとはいうことができない。

(24) 相手方高柳の事務所費について

証拠（甲2の7の83・84）によれば、相手方高柳は、平成23年5月から平成24年3月までの事務所費総額243万7050円のうち75パーセントに相当する182万7782円（182万7787円の違算である。）を5月以降分政務調査費に充当していることが認められる。そして、上記認定事実によれば、相手方高柳は、事務所費に係る事務所が政務調査活動以外の活動に使用されていたことを認めているものと解される。

ところで、政務調査費を賃料等に充当した事務所について、当該事務所において選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動が行われていたことが認められる場合、政務調査活動に用いられた割合等について格別の主張及び立証が行われない限り、当該事務所における活動のうち少なくとも50パーセントは調査研究活動以外の活動であったと認めるのが相当であり、当該部分については目的外使用に当たるというべきである（なお、平成23年4月分についても同様である。）。

そして、相手方高柳が支出した平成23年5月から平成24年3月までの事務所費について、政務調査活動に用いられた割合等について的確な立証がなされたということはできないから、上記事務所費について、その50パーセントである121万8525円を超える部分（60万9257円）に平成23年5月以降分政務調査費を充当したことは目的外支出に該当するというべきである。

もっとも、相手方高柳の平成23年5月以降分政務調査費については、政務調査費の合計が308万円であり、支出の合計は350万4121円とされている（甲2の7の83）ので、上記目的外支出の額である60万9257円を支出の合計から控除すると289万4864円であるから、これと政

務調査費の合計308万円の差額である18万5136円が相手方高柳が返還すべき金額となる（なお、原告両名は、相手方高柳について、上記事務所費のほかには目的外支出が存在することについて主張していない。）。

(25) 相手方和田の人事費について

相手方和田が人事費に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の12、第17号証の20も、相手方和田について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってできない。

(26) 相手方辻本の事務所費、人事費及び調査研究費について

ア 事務所費及び人事費について

(ア) 証拠（甲2の7の90・91）及び弁論の全趣旨によれば、相手方辻本は、平成23年4月の事務所費（15万円）及び人事費（10万円）について、その約3分の2に該当する額（事務所費について10万円、人事費について6万6666円）に4月分政務調査費を充当していることが認められる。そして、上記認定事実によれば、相手方辻本は、上記事務所費及び人事費にかかる事務所及び職員が政務調査活動以外の活動に使用され又は従事していたことを認めているものと解される。

そして、相手方辻本が支出した上記事務所費及び人事費について、政務調査活動に用いられた割合等について的確な立証がなされたということはできないから、前記(20)ア及び(24)のとおり、上記事務所費及び人事費について、その50パーセント（事務所費について7万5000円、人事費について5万円）を超える部分（事務所費について2万5000円、人事費について1万6666円の合計4万1666円）に4月分政務調

査費を充当したことは目的外支出に該当するというべきである。

(イ) 相手方辻本が事務所費及び人件費に政務調査費を充当していた平成23年5月分から平成24年3月分の事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の13、第17号証の22も、相手方辻本について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、相手方辻本が政務調査費を充当した平成23年5月分から平成24年3月分の事務所費及び人件費については、目的外支出に該当するとはいうことができない。

(ウ) なお、原告両名は、相手方辻本が事務所費に政務調査費を充当したことについて、当該事務所費に係る事務所の貸主であるかねつ工業株式会社は相手方辻本の親族が代表取締役を務める会社であり、かかる事務所費に政務調査費を充当することは認められないなどと主張する。確かに、証拠（甲22）及び弁論の全趣旨によれば、かねつ工業株式会社の代表取締役である辻本淳子の住所地は相手方辻本の住所地と同一であることが認められ、辻本淳子は相手方辻本の親族であることが窺われる。

しかし、本件条例及び本件規程は、上記事務所の貸主が相手方辻本の親族等が代表取締役を務めている会社であったとしても、実際に賃料が支払われているのであれば、これに政務調査費を充当することを禁じていると解することはできないので、上記事情が存在することをもって目的外使用に当たるとはいうことができない（なお、本件において上記賃料が実際には支払われていないことを窺わせる証拠等の存在は認められない。）。

イ 調査研究費（新生奈良研究会の会費）について

原告両名は、相手方辻本が調査研究費として政務調査費を充当した新生奈良研究会の会費について、目的外使用に該当すると主張する。

しかし、新生奈良研究会の会費に政務調査費を充てることが目的外使用に当たらないことは、前記2(2)で判示したとおりである。

(27) 相手方米田の人事費及び調査研究費について

ア 人事費について

相手方米田が人事費に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第17号証の23も、相手方米田について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいうことができない。

イ 調査研究費（奈良政策研究会の会費）について

原告両名は、相手方米田が調査研究費として政務調査費を充当した奈良政策研究会の会費について、目的外使用に該当するとも主張する。

しかし、奈良政策研究会の会費が目的外使用に当たると認めるべき証拠の存在は認められない。

ウ 調査研究費（調査委託費）について

原告両名は、相手方米田が有限会社ブレーン関西に対する支払（甲2の7の97・99・100）に調査研究費として政務調査費を充てたことについて、相手方安井が有限会社ブレーン関西に委託した調査内容等の実態が不明であるなどとして、政務調査費の充当は認められないと主張する。

しかしながら、本件条例及び本件規程は、奈良県外及び日本国外における調査活動について、その目的、内容及び結果等について報告を求めている（本件条例10条1項、本件規程6条4項）ものの、これ以外には調査の内容や結果について具体的に報告することを義務づけておらず、議員が

調査活動を第三者に委託した場合においても同様であるから、議員が調査の内容や結果を具体的に明らかにしない限り政務調査費の充当が認められないというべきものではない。

そうすると、相手方米田が有限会社ブレーン関西に調査を委託したことについて、当該調査委託料に政務調査費を充当したことが目的外使用に当たるとはいうことができない。

(28) 相手方出口の人事費及び調査研究費について

ア 人事費について

相手方出口が人事費に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の14、第17号証の24も、相手方出口について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいうことができない。

イ 調査研究費（新生奈良研究会の会費）について

原告両名は、相手方出口が調査研究費として政務調査費を充当した新生奈良研究会の会費について、目的外使用に該当すると主張する。

しかし、新生奈良研究会の会費に政務調査費を充てることが目的外使用に当たらないことは、前記2(2)で判示したとおりである。

ウ 調査研究費（調査委託費）について

原告両名は、相手方出口が平成23年5月及び同年9月に支出した調査委託費（甲2の7の108・109）に調査研究費として政務調査費を充てたことについて、相手方出口が委託した調査内容等の実態が不明であるなどとして、政務調査費の充当は認められないと主張する。

しかしながら、本件条例及び本件規程は、奈良県外及び日本国外におけ

る調査活動について、その目的、内容及び結果等について報告を求めてい
る（本件条例10条1項、本件規程6条4項）ものの、これ以外には調査
の内容や結果について具体的に報告することを義務づけておらず、議員が
調査活動を第三者に委託した場合においても同様であるから、議員が調査
の内容や結果を具体的に明らかにしない限り政務調査費の充当が認められ
ないというべきものではない。

なお、上記支出に係る領収証（甲2の7の108・109）の支払先が
黒塗りされているが、相手方出口は奈良県議会議長に対し黒塗りがされて
いない領収証を提出したものの、原告両名が開示を受けた際に、その一部
が不開示とされて支払先が黒塗りされたものと考えられ、このように支払
先が開示されたかったからといって、直ちに相手方出口が実際には上記調
査委託料を支払っていないなどということもできない。

以上によれば、相手方出口が上記調査を委託したことについて、当該調
査委託料に政務調査費を充当したことが目的外使用に当たるとはいいうこと
ができない。

(29) 相手方新谷の事務費（ガソリン代等）について

原告両名は、相手方新谷がガソリン代等の燃油代金に事務費として政務調
査費を充当したことについて、上記燃油代金に係る収支報告書及び領収証が
訂正された際、領収証の添え書きの品目が異なっていることなどを挙げて、
上記支出は使途不明で違法な支出であって目的外使用に当たるなどと主張す
る。確かに、相手方新谷の上記支出については、当初提出された収支報告書
(乙2の7の111)に添付された領収書はり付け用紙(甲2の7の112
～114)の添え書きにおいては、ガソリン代である旨が記載されていたもの、その後訂正された収支報告書(甲30の1)及び提出された領収証(甲
30の2から4)の金額が変更されているほか、同領収書のはり付け用紙の
添え書きにおいてはガソリン・灯油代と記載されていることが認められる。

しかしながら、かかる金額及び添え書きの品目が訂正されたことをもって、上記燃油代金に政務調査費を充当することが目的外支出に当たるとはいうことができない（なお、相手方新谷が政務調査活動のために灯油を用いたとすれば、政務調査活動に使用する事務所の暖房等に使用されたと考えられるから、上記灯油代は事務費ではなく事務所費として分類するのがより適切であるとは推認されるものの、これによって上記結論が左右されるものではない。）。

(30) 相手方粒谷の事務所費及び人件費について

相手方粒谷が事務所費及び人件費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）に政務調査費を充当していた事務所ないし職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の15、第17号証の25も、相手方粒谷について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

また、上記事務所費及び人件費に係る領収証については、証拠（甲2の7の116及び117）の支払先が黒塗りされているが、相手方粒谷は奈良県議会議長に対し黒塗りがされていない領収証を提出したものの、原告両名が開示を受けた際に、その一部が不開示とされて支払先が黒塗りされたものと考えられ、このように支払先が開示されたかったからといって、直ちに相手方粒谷が実際には上記事務所費及び人件費を支払っていないなどということもできない。

以上によれば、相手方粒谷が上記事務所費及び人件費に政務調査費を充当したことが目的外支出に当たるとはいうことができない。

(31) 相手方秋本の人件費、事務所費及び事務費について

ア 人件費について

相手方秋本が人件費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第9号証、第13号証の15、第14号証の4、第17号証の26も、相手方秋本について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

イ 事務所費について

証拠（甲2の7の122）によれば、相手方秋本は、平成23年5月から平成24年3月の事務所費について、その50パーセントに政務調査費を充当していることが認められる。そして、上記認定事実によれば、相手方秋本は、上記事務所費に係る事務所が政務調査活動以外の活動に使用されていたことを認めているものと解される。

そして、相手方秋本が支出した上記事務所費について、政務調査活動に用いられた割合等について的確な立証がなされたということはできないから、前記(24)で判示したとおり、上記事務所費について、その50パーセントを超える部分に政務調査費を充当した場合には目的外使用に該当するというべきである。もっとも、相手方秋本は、50パーセントを超える部分に政務調査費を充当していないから、目的外使用の存在は認められない。

なお、原告両名は、上記事務所の賃貸人である秋本建設株式会社について、相手方秋本が実質的なオーナーであるなどと主張するが、証拠（甲2の7の123、21）によっても、相手方秋本が秋本建設株式会社の実質的なオーナーであるとは認めることができない。

ウ 事務費（ガソリン代）について

原告両名は、相手方秋本は平成23年度に議会用務として登庁したのは

33日であり、相手方秋本の自宅から奈良県議会までは片道37.5キロメートルであるのに、相手方秋本が平成23年5月から平成24年3月までに支出したガソリン代43万0996円（甲2の7の121）に政務調査費を充当したことは過大であって、うち31万が0996円が目的外使用に当たると主張する。

しかし、議会用務により奈良県議会に登庁するだけでなく、県内の実情調査等の政務調査活動のために用いたガソリン代に政務調査費を充当することは許容されるというべきであり、相手方秋本が上記ガソリン代に係るガソリンを政務調査活動以外の活動に用いていたことを認めるべき証拠もないから、上記ガソリン代に政務調査費を充当したことが目的外使用に該当するとはいうことができない。

(32) 相手方小泉の事務所費及び人件費について

ア 平成23年5月分から同年9月分の事務所費について

証拠（甲2の7の129）によれば、相手方小泉は、平成23年5月から同年9月の事務所費（ただし、駐車場代を除く。）について、その50パーセントに政務調査費を充当していたことが認められる。そして、上記認定事実によれば、相手方小泉は、上記事務所費に係る事務所が政務調査活動以外の活動に使用されていたことを認めているものと解される。

そして、相手方小泉が支出した上記事務所費について、政務調査活動に用いられた割合等について的確な立証がなされたということはできないから、前記(24)で判示したとおり、上記事務所費について、その50パーセントを超える部分に政務調査費を充当した場合には目的外使用に該当するというべきである。もっとも、相手方小泉は、50パーセントを超える部分に政務調査費を充当していないから、目的外使用の存在は認められない。

イ 平成23年4月分及び同年10月分から平成24年3月分までの事務所費、平成23年9月から平成24年3月までの事務所費並びに平成23年

5月から平成24年3月までの人物費について

相手方小泉が、平成23年4月及び平成23年10月から平成24年3月までの事務所費（ただし、駐車場代を除く。）、平成23年9月から平成24年3月までの事務所費（駐車場代）並びに平成23年5月から平成24年3月までの人物費（ただし、いずれも本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）に政務調査費を充当したことについて、上記事務所費ないし人物費に係る事務所ないし職員が、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に使用され又は従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の16、第17号証の27も、相手方小泉について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

(33) 相手方藤本人件費について

相手方藤本人件費に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の18、第17号証の28も、相手方藤本人について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

(34) 相手方山下の人物費について

相手方山下が人物費に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第10号証、第13号証の12、第14号証の2、第17号証の

29も、相手方山下について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

(35) 相手方川口の人事費について

相手方川口が人事費（ただし、本件において原告両名が請求の対象としているものに限る。）に政務調査費を充当していた職員について、選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことを認めるべき具体的な証拠はない。

なお、甲第12号証の19、第13号証の11、第17号証の30も、相手方川口について後援会が存在することを窺わせるのみであり、上記認定を左右するものではない。

そうすると、上記支出が目的外支出に該当するとはいってはいけない。

(36) 以上によれば、相手方らのうち、奈良県に対して不当利得の返還義務を負うのは以下の相手方及び金額のとおりであり、これ以外については返還義務の存在は認めることができない。

ア 相手方奥山につき2万9450円（4月分政務調査費）

イ 相手方高柳につき18万5136円（5月以降分政務調査費）

ウ 相手方辻本につき4万1666円（4月分政務調査費）

なお、原告両名は、各相手方は奈良県に対し、不当利得金に対する遅延損害金の支払義務を負うとも主張する。しかしながら、不当利得の返還義務は期限の定めのない債務であり、請求権者が請求をしたときに遅滞となるが（民法412条3項），請求権者である被告が返還義務を負う上記各相手方に対して具体的な請求行為をした事実を認めるべき証拠はない。また、本件条例12条は交付を受けた政務調査費の残余額を奈良県に返還すべき旨定めているものの、上記不当利得返還義務について確定期限を定めたものとまでは解されない。そうすると、上記各相手方が負う上記不当利得返還義務について、

遅延損害金の支払義務をも負うとはいってはいけない。

第5 結論

以上のとおりであって、原告両名が被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、奈良県の相手方らに対する民法703条に基づく別表1の「合計欄」記載の各金員並びに同表の「平成23.4月分」欄記載の各金員に対する平成23年6月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金及び同表の「平成23.5月～24.3月」欄記載の各金員に対する平成24年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を相手方らに請求するよう求める本件請求は、相手方奥山に対し2万9450円、相手方高柳に対し18万5136円及び相手方辻本に対し4万1666円を請求するよう求める限度で理由があるから、これを認容し、その余はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、64条本文、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所民事部

裁判長裁判官 牧 賢 二

裁判官 池 上 尚 子

裁判官 濱 戸 信 吉

別紙1

1 会派に係る目的外支出について

- (1) 自民党機関紙「自由民主」の年間購読費用は政党活動の一つであることは明確である。この機関紙には入党や寄付金に係る案内記事がある事や、機関紙を議員人数分購入している事もあり、政務調査活動とは言えず、政党活動というべきである。
- (2) 民主党奈良県議団が依頼人である奈良新聞上の企画広告掲載料は掲載内容が民主党の政策意見広告であり政党活動と言うべきである。奈良県政務調査費手引き2頁では「政党の広報紙」は充当が不適当としている他、栃木県監査結果(24.8.14)は政党の広報が主たる内容となっている新聞広告は政党活動であり、少なくとも全額が政務調査活動とは認められないとする見解を示している。又、議員団の顔写真報道が約3分の1を占め、広報活動と言わざるを得ない。
- (3) 自由民主党改革5人の新生奈良研究会年会費は奈良日日新聞が主管、

講演会や会食を主たる内容とするもので、異なる政策を持つ政治家同志の個人的、交際的意味合いが強く、たとえ若干の意見交換を伴つたからと言って懇親会全体が政務調査活動に転嫁するものではない。

2 議員に係る目的外支出について

(1) 事務所費について

(ア) 監査結果は按分率について実態に応じた按分による充当を認めた上で、一律に50:50にするのではなく、実態に応じて判断していく方法が相当と考えるとある。正にそのとおりであるが、監査結果では各議員の実態を調査する事なく全議員の充当を認めたのは根拠がなく不当である。この点について調査が専門的且つ作業量が大きい事を踏まえて外部監査の実施を請求した訳であるが、監査委員の監査は全く期待を裏切るものであった。

政治家にとって政治・後援会活動をすることは第一であるから政務調査活動の為に設置された事務所が政治・後援活動の為にも使用されるであろうことは明らかである。

当該事務所が議員から政務調査活動専用のものであった事の反証が無い限り事務所費は2分の1に限って政務調査費活動費とし、これを超える部分は違法な支出と言うべきである。

(イ) 議員が事務所の実質所有者である場合又は親族が所有する事務所費の支払について

議員乾浩之、神田加津代、森川喜之、辻本黎士、秋本登志嗣の事務所賃借料の充当は認められない。山形県議会の政務調査費手引きでは

- ① 親族所有の建物への賃借料の支出
- ② 親族又は議員が役員となっている団体等への支出について政務調査費の「支出は不可とする」との明解な定めもある。

又、熊本地裁判決(22.3.26)では「そもそも賃料が発生していること自体合理的な疑いが強く生じてくる」として違法な支出と判じた。

(ウ) 県会議員選挙(4月10日)のあった23年4月分の事務所費の按分率は監査請求書3頁に記載のとおり最大33.5%である。選挙期間中(10日間)、臨時の選挙事務所を設けた場合でも、政務調査活動に供している事務所で選挙活動がなかったとは考えにくい。むしろ、殆どの時間が選挙活動に供されていたとするのが相当である。

(2) 人件費について

(ア) 県会議員選挙のあった23年4月度人件費は事務所費と同じ理由で政務調査費に充当できる支出は最大33.5%である。

(イ) 政治家にとって政治・後援会活動をすることは第一であるから政務調査活動の為に雇用された職員が政治・後援活動等の為にも従事されるであろうことは明らかである。

当該職員について議員から政務調査活動専用に従事した事の反証が無い限り人件費は2分の1に限って政務調査費活動費とし、これを超える部分は違法な支出と言うべきである。前記事務所費の仙台高裁19.4.26判決はそのまま人件費にも当て嵌まるというべきである。

(ウ) 議員浅川清仁の人件費1,650,000円、秋本登志嗣雇用職員給与1,320,000円は年度末一括支払証明書、議員山下力職員給与2,393,520円は当該職員が年度末に一括の領収書を提出している。給与の支払について社会習慣等からみて毎月の領収書が徵しがたき事情が存するとは考えにくく、条例違反(第10条)と見られなくもない。3議員とも後援会活動を行っており、100%の充当は認められず50%を限度に目的外支出とした。

(3) 調査費研究費について(研修費、資料購入費を含む)

(ア) 調査を外部に委託したとする費用を充当する場合には

1. 委託調査契約書(調査項目を含む) 2. 調査結果の報告書(成果物)が基本的に必要である。甲2号証大阪府個別外部監査報告書5頁では契約書がなく、毎月の実績報告による精算がなされていない調査委託は認められないとしている。委託先(有)関西ブレーンには5人の議員が委託調

査しているが各人別に金額は異なるが毎月定額支払である。委託調査の内容は不明である。上田稔議員の委託先クリエイターズパーティの領収書には社印が無く黒塗りで支払の事実確認不能。この点に関連して仙台高裁19.4.26判決8頁では「議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」との判示がある。

(イ) 会費 新生奈良政策研究会に4人、奈良政策研究会に7人の議員が個人の資格で加入し、年会費を政務調査費に充当している。
会派の(4-3)と同様の理由で目的外支出であり政務調査費の充当は認められない。

(ウ) 出口武男1,000,000円、淺川清仁45,000円の
委託調査費に係る領収書には住所・氏名・電話番号等の記載がなく、
支払の事実・委託先存在の事実すら不明である。個人情報の関係で黒塗
りしたとの事であるが、一方で、政務調査費は法の趣旨から透明性の確
保が求められている。この様な領収書が認められるとすれば政務調査費
の適正な運用は望むべくもない。議員は振込等客観的に支払の事実が確
認出来る様な事務処理をする責務があり、この主張に反証がなければ
目的外支出を認めたものとするのが相当である。

(4) 事務費(ガソリン代)について

監査請求書提出を受けて1議員がガソリン代等169,780を返還した
が、返還理由を確認(又は情報開示)しないのは不当である。
他の議員についても同様な理由が存在するものと容易に推認できる
ものであり目的外支出が存在する事は明らかである。

以上。

別表1

相手方別請求金額一覧表

(単位・円)

区分	相手先	合計	平成23. 4月分	平成23. 5月~24. 3月
会派	自由民主党	60,000	0	60,000
	自由民主党改革	325,000	0	325,000
	自由民主党未来	15,000	0	15,000
	民主党奈良県議団	400,000	0	400,000
	会派合計	800,000	0	800,000
議員	小林茂樹	739,800	79,800	660,000
	井岡正徳	1,245,330	134,330	1,111,000
	大国正博	349,508	31,228	318,280
	尾崎克典	1,849,340	289,715	1,559,625
	藤野良次	1,065,339	133,119	932,220
	田中惟充	125,000		125,000
	岡 史朗	809,500		809,500
	鈴眞夕美	848,570	58,520	790,050
	浅川清仁	1,020,000	5,000	1,015,000
	森山賀文	1,368,630	147,630	1,221,000
	乾 浩之	1,848,000		1,848,000
	上田 悟	2,821,200	242,200	2,579,000
	中野雅史	1,482,950	152,950	1,330,000
	神田加津代	2,893,425	247,925	2,645,500
	安井宏一	1,469,871	222,174	1,247,697
	奥山博康	1,144,840	56,840	1,088,000
	荻田義雄	1,799,040	138,040	1,661,000
	岩田国夫	39,864	39,864	0
	森川喜之	2,401,450	186,450	2,215,000
	高柳忠夫	1,827,785		1,827,785
	和田恵治	440,000		440,000
	山本進章	931,450	86,450	845,000
	辻本黎士	2,358,166	133,166	2,225,000
	米田忠則	1,440,200	126,700	1,313,500
	出口武男	1,977,390	110,390	1,867,000
	新谷紘一	114,302		114,302
	粒谷友示	1,749,000		1,749,000
	秋本登志嗣	1,242,396	106,400	1,135,996
	小泉米造	1,894,371	148,567	1,745,804
	藤本昭広	579,900	39,900	540,000
	山下 力	1,316,672	119,912	1,196,760
	川口正志	1,726,200	186,200	1,540,000
	議員合計	42,919,489	3,223,470	39,696,019

別表2

* 按分率は議員が示した政務調査費の比率を示す

議員氏名	支出項目・支出月	支出額(円)	按分率	目的外支出	支払先・用途等	備考
小林 茂樹	人件費(4月)	120,000	100	79,800	雇用職員給与(三和住宅社出向)	(B)4月分
	人件費(5~3月)	1,320,000	100	660,000	雇用職員給与 120000*11	(A)5~3月分
井岡 正徳	事務所費(4月)	102,000	100	67,830	事務所賃料 株セイワツリュウ	(B)
	事務所費(5~3月)	1,122,000	100	561,000	事務所賃料 102000*11	(A)
	人件費(4月)	80,000	100	53,200	職員給与	(B)
	"	20,000	100	13,300	パート給与)やまと総合政策研究	(B)
	人件費(5~3月)	880,000	100	440,000	職員給与 80000*11	(A)
	"	220,000	100	110,000	パート給与 20000*11	(A)
大国 正博	調査研究費(5~)	60,000	100	60,000	新生奈良研究会(研修会参加費)	
	事務所費(4月)	46,960	100	31,228	事務所賃料	(B)
	事務所費(5~3月)	516,560	100	258,280	事務所賃料 46960*11	(A)
尾崎 充典	人件費(4月)	435,663	100	289,715	職員給与 7人	(B)
	人件費(5~3月)	3,119,251	100	1,559,625	職員給与 6人	(A)収支報告書の金額
藤野 良次	事務所費(5~3月)	825,000	100	412,500	事務所借上料 75000*11	(A)
	事務所費(4月)	75,000	100	49,875	" ナラハウジングセンター	(B)
	人件費(4月)	125,180	100	83,244	2名の給与と通勤手当	(B)
	人件費(5~3月)	1,039,440	100	519,720	毎月1名の給与と通勤手当	(A)収支報告書の金額
田中 惟允	調査研究費(5~)	65,000	100	65,000	奈良政策研究会	
	"	60,000	100	60,000	新生奈良政策研究会	
岡 史朗	事務所費(5~3月)	753,500	100	376,750	事務所賃料 68500 * 11	(A)
	人件費(5~3月)	865,500	100	432,750	アルバイト賃金	(A)収支報告書の金額
鈴 真夕美	事務所費(4月)	88,000	100	58,520	事務所賃料(大南)	(B)
	事務所費(5~3月)	968,000	100	484,000	事務所賃料 88000*11	(A)
	人件費(5~3月)	612,100	100	306,050	パート給与等	(A)収支報告書の金額
浅川 清仁	調査研究費(4~3)	60,000	100	60,000	奈良政策研究会 毎月払	4月分5000円
	調査研究費(10月)	90,000	100	90,000	新生奈良政策研究会 年会費	
	調査研究費(3月)	45,000	100	45,000	調査委託 2件 支払先黒塗り	実態不明
	人件費(5~3月)	1,650,000	100	825,000	領収書なし 150000*11	(A)
森山 賀文	事務所費(4月)	112,000	100	74,480	事務所賃料	(B)
	事務所費(5~3月)	1,232,000	100	616,000	事務所賃料 112000*11	(A)
	人件費(4月)	110,000	100	73,150	雇用職員給与 2名分	(B)
	人件費(5~3月)	1,210,000	100	605,000	雇用職員給与 110000*11	(A)
森川 喜之	事務所費(4月)	100,000	100	100,000	事務所賃料 河合清掃社	支払先は親族が経営
	事務所費(6~3月)	1,500,000	100	1,500,000	事務所賃料 150000*11	(A)
	人件費(4月)	130,000	100	86,450	雇用職員給与	(B)
	人件費(5~3月)	1,430,000	100	715,000	雇用職員給与 130000*11	(A)
乾 浩之	調査研究費(5~3月)	577,500	100	577,500	(有)プレーン関西 52500円*11	実態不明
	事務所費(5~3月)	924,000	100	924,000	事務所賃料 84000* 11ヶ月	支払先は議員が社長
	"	346,500	100	346,500	駐車場 31500*11ヶ月	"
上田 悟	調査研究費	60,000	100	60,000	新生奈良研究会 23年度会費	
	調査研究費(4~3)	2,268,000	100	2,268,000	クリエイターズパーティ 189000*12	実態不明4月分189000
	人件費(4月)	80,000	100	53,200	雇用職員給与	(B)
	人件費(5~3月)	880,000	100	440,000	雇用職員給与 80000*11	(A)
中野 雅史	調査研究費(5~3月)	65,000	100	65,000	奈良政策研究会	
	事務所費(4月)	150,000	100	99,750	事務所賃料 月150000円	(B)
	事務所費(5~3月)	1,650,000	100	825,000	" 150000*11	(A)
	人件費(4月)	80,000	100	53,200	雇用職員給与	(B)
	人件費(5~3月)	880,000	100	440,000	雇用職員給与 80000*11	(A)
神田加津代	調査研究費(4~3)	1,800,000	100	1,800,000	(有)プレーン関西 月150000*12	実態不明4月分150000
	研修費(4~3月)	60,000	100	60,000	奈良政策研究会 毎月払5,000円	親睦会 4月分5000円
	事務所費(4月)	63,000	100	63,000	事務所借上料 (有)アシストひまわ	親族が社長、議員も役員
	事務所費(5~3月)	693,000	100	693,000	事務所借上料 63000*11	"
	人件費(4月)	45,000	100	29,925	補助職員給与	(B)
	人件費(5~3月)	495,000	100	247,500	補助職員給与 45000*11	(A)

4月~12月は平成23年の4月から12月、1~3月は平成24年の1月から3月である。

安井 宏一	調査研究費(4~3月)	633,780	100	633,780	(有)ブレーン関西 52815*12	実態不明 4月分52815
	" (24年3月)	60,000	100	60,000	奈良政策研究会(研修会参加費)	
	事務所費(4月)	30,315	100	20,159	事務所賃料	(B)
	事務所費(4月)	96,000	100	96,000	駐車場代 年初に1年間分支払	支払先黒塗
	事務所費(5~3月)	333,465	100	166,732	事務所賃料 30315*11	(A)
	人件費(4月)	80,000	100	53,200	雇用職員給与	(B)
奥山 博康	人件費(5~3月)	880,000	100	440,000	雇用職員給与 80000*11	(A)
	事務所費(5~3月)	350,000	100	175,000	事務所賃料 35000*10	(A)
	人件費(4月)	166,000	3分2	56,840	雇用職員給与2名分	(B)
荻田 義雄	人件費(5~3月)	1,826,000	100	913,000	雇用職員給与 166000*11	(A)
	資料購入費(4~3月)	252,000	100	252,000	(有)ブレーン関西 21000*12	実態不明 4月分21000
	人件費(4月)	176,000	100	117,040	雇用職員給与	(B)
山本 進章	人件費(5~3月)	2,860,000	100	1,430,000	雇用職員給与 260000+11	(A)
	人件費(4月)	130,000	100	86,450	雇用職員給与	(B)
	人件費(5~3月)	1,690,000	100	845,000	雇用職員給与 月130,000×13	(A) 賞与2回を含む
岩田 国夫	人件費(4月)	241,600	50	39,864	雇用職員給与	(B)
高柳 忠夫	事務所費(5~3月)	2,437,050	75	1,827,785	事務所賃料 221550*11	(A) 785,136
和田 恵治	人件費(5~3月)	880,000	100	440,000	雇用職員給与	(A) 収支報告書の金額
辻本 黎士	調査研究(11~3月)	25,000	100	25,000	新生奈良研究会	
	事務所費(4月)	150,000	3分2	¤ 100,000	事務所賃借料 かねつ工業 15支払先親族経営	
	事務所費(5~3月)	1,650,000	100	1,650,000	事務所賃料 150000*11	"
	人件費(4月)	100,000	3分2	¤ 33,166	雇用職員給与 18,16(B)	
	人件費(5~3月)	1,100,000	100	550,000	雇用職員給与 100000*11	(A)
米田 忠則	調査研究費(4~3月)	882,000	100	882,000	(有)ブレーン関西 73500*12	実態不明 4月分73500
	調査研究費	65,000	100	65,000	奈良政策研究会 年会費	
	人件費(4月)	80,000	100	53,200	雇用職員給与	(B)
	人件費(5~3月)	880,000	100	440,000	雇用職員給与 80000*11	(A)
出口 武男	調査研究費(5、9月)	1,000,000	100	1,000,000	調査委託料 55万と45万の2回括	実態不明
	調査研究費(11月)	60,000	100	60,000	新生奈良研究会	
	人件費(4月)	166,000	100	110,390	雇用職員賃金 2名分	(B)
	人件費(5~3月)	1,614,000	100	807,000	雇用職員賃金	(A) 収支報告書の金額
新谷 紘一	事務費(6,12,2月)	808,164	50	114,302	ガソリン代 169780返還後の金額	一部返還分減額
粒谷 友示	事務所費(5~3月)	924,000	100	924,000	事務所賃料 84000*11	支払先黒塗り
	人件費(5~3月)	1,650,000	100	825,000	雇用職員給与 150,000*11	(A)
秋本登志嗣	事務費(24. 3月)	882,116	48.8	310,996	ガソリン代 約46千km分	領収書年度末一括
	事務所費(24. 3月)	330,000	50.0	165,000	事務所賃料 支払先秋本建設	議員が実質オーナー
	人件費(4月)	160,000	100	106,400	雇用職員給与	(B)
	人件費(5~3月)	1,320,000	100	660,000	雇用職員給与 120,000*11	(A)
小泉 米造	事務所費(4月)	73,410	100	48,817	事務所賃料	(B)
	事務所費(5~9月)	675,260	50	337,630	事務所賃料 支払い先株式会社	(A)
	事務所費(10~3月)	332,810	100	332,810	事務所賃料	支払先黒塗
	事務所費(9~3月)	250,364	100	250,364	駐車場代 2台分	支払先黒塗
	人件費(4月)	150,000	100	99,750	雇用職員給与 2名分	(B)
	人件費(5~3月)	1,650,000	100	825,000	雇用職員給与 150000*11	(A)
藤本 昭広	人件費(4月)	60,000	100	39,900	雇用職員給与	(B)
	人件費(5~3月)	1,080,000	100	540,000	雇用職員給与	(A) 収支報告書の金額
山下力	人件費(4月)	180,320	100	119,912	職員給与	(B)
	人件費(5~3月)	2,393,520	100	1,196,760	職員給与	(A) 収支報告書の金額
川口 正志	人件費(4月)	280,000	100	186,200	補助職員給与 4名分	(B)
	人件費(5~3月)	3,080,000	100	1,540,000	同上 4名分 280,000*11	(A)
	合計	69,479,328		42,919,489		

1. 5~3月の人件費、事務所費は後援会、政党、議会等の活動と政務調査費活動との按分を夫々50%とし、(A)で表示した。
 2. 23年4月分 人件費、事務所費の政務調査費按分率は33.5%とし、(B)で表示。計算根拠

{100-(100×政調外活動0.5)+(50×選挙活動0.33)}通常月の政務調査活動が選挙の為10日間削減)=33.5
 従って33.5%が政務調査費で66.5%が目的外支出と看做した。

これは正本である。

平成26年11月27日

奈良地方裁判所民事部

裁判所書記官

上 西

